（基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え）

第五十条の三　法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出を行ったことにより同項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者に対する第二十六条、第四十二条及び第四十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条第三項	基準日	基準日（令第九条の三第一項において読み替えて適用する法第十四条第二項に規定する基準日をいう。次項、第四十条及び第四十一条第一項において同じ。）
第四十二条第一号	基準日を含む基準期間	基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この条において同じ。）までは、当該通常基準日を含む通常基準期間（通常基準日の翌日から次の通常基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。）
	当該基準日の直前の基準期間	当該基準日の直前の基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日から次の通常基準日までは、当該通常基準期間）
第四十二条第二号	基準日を含む基準期間	基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準期間）
	百分の五	百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日における基準日未使用残高の百分の五）
第四十八条第一項（各号を除く。）	基準期間	基準期間（令第九条の三第一項において読み替えて適用する法第二十三条第一項第一号に規定する基準期間をいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）

第五十一条中「別紙様式第二十八号」を「別紙様式第三十号」に改める。

第五十三条第一項中「別紙様式第二十九号」を「別紙様式第三十一号」に改める。

第五十六条第二項中「承認」の下に「、第三十四条第一項に規定する発行保証金信託契約の承認又は第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第五条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

別紙様式第一号第2面の表記載上の注意2．中「現住所」の次に「(現住所において前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地)」を加え、同記載上の注意4．中「（ ）書き」を「括弧書」に改め、同様式第7面記載上の注意1．中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意2．中「前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない」を「第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である」に、「電子計算機」を「電子計算機」に、「添付」を「貼付」に改める。

別紙様式第三号第2面の表記載上の注意5．中「（ ）書き」を「括弧書」に改め、同様式第7面記載上の注意1．中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意2．中「前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない」を「第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である」に、「電子計算機」を「電子機器」に改める。

別紙様式第六号中「、附則第5条第3項」を削り、同様式記載上の注意2．中「すべて」を「全て」に改める。

別紙様式第七号中「、附則第5条第3項」を削り、

(ふりがな) 代表者の氏名

を

(ふりがな) 代表者の氏名

に、「(郵便番号　　－　　)」を「(郵便番号　　)」に改め、同様式記載上の注意4．中「すべて」を「全て」に改める。

別紙様式第十二号第1面1．の表中「当該基準日に係る」を「当該基準日に係る」に改め、同1．記載上の注意3．中「こと」の次に「。なお、法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の直前の基準日が特例基準日（同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。）に係る発行保証金の額を記載すること」を加える。

別紙様式第二十四号中「第41条第4項」を「第41条第6項」に、「前払式支払手段」を「前払式支払手段」に改め、同様式記載上の注意3．中「名称」を「名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイト」に、「第41条第3項」を「第41条第4項」に改める。

別紙様式第二十五号中「第41条第5項」を「第41条第7項」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

3．「第40条第2項各号に掲げる合計額等」は、令第9条第2項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。